



令和6年11月1日～

瀬戸内市産後ケア事業のご案内



【産後ケア事業とは】

市が委託した医療機関や助産院を利用して、休養をとったり、育児や授乳の指導などを受けたりすることができるサービスです。

【利用できる方】

瀬戸内市内に住民票があり、出産後1年以内（施設によって利用できる月齢が変わります）のお母さんとその赤ちゃんで、産後ケアを希望する方
※ただし、医療が必要な方は対象となりません

【内容】

お母さんとお子さんの体調に合わせて、サービスが受けられます。

- お母さんの健康状態のチェックや産後の生活アドバイス
- 乳房のケアや授乳方法の指導
- 沐浴等育児技術の指導
- お子さんの発育のチェックや子育てに関する相談



【利用できる日数】

区分	1単位あたりの 利用日数	利用上限
宿泊型	1泊2日	通算6単位
日帰り型	1日	

それぞれのサービスの組み合わせは自由ですが、**通算6単位**を上限とします。

※施設の利用状況により、利用できない日もありますのでご了承ください。

【利用方法】 *ご利用前に申請が必要です

- (1) 利用を希望する施設へ連絡し、利用予定日の仮予約をした後、健康づくり推進課に「利用申請書」を提出してください。
※申請書に基づき聞き取り調査を行います。場合によっては不承認となる場合があります。
- (2) 利用決定後「利用決定通知書兼利用券」が届きますので、利用時に施設の窓口にご提示ください。
- (3) 施設の利用料金から市の負担額を差し引いた額を自己負担として施設へ直接お支払いください。利用料金は施設により異なりますのでご注意ください。

【準備するもの】

健康保険証、母子健康手帳、自己負担金（直接利用施設にお支払いください）
お母さん用（部屋着、母乳パッド、タオル、ナプキン、洗面用具等）
お子さん用（着替え、オムツ、おしりふき、ミルク、哺乳瓶等）
詳細は利用施設にお問い合わせください。

【委託施設一覧】

施設名	所在地	電話番号	対象	宿泊型	日帰り型
三宅医院	岡山市南区大福 369-8	086-282-5100 (代表)	* 産後 1 か月未満	○	○
産科婦人科 浮田病院	岡山市東区西大寺南 2-5-18	086-942-5850	* 産後 2 か月以内	○	○
医療法人 岡南産婦人科医院	岡山市南区平福 2-6-43	086-264-3366	* 産後 3 か月以内 (生後 2 か月 以上は要相談)	○	/
医療法人 井上医院	岡山市中区関 22	086-201-1515	* 産後 3 か月以内	○	○
医療法人国泰会 丹羽病院	岡山市東区東平島 1036-3	086-297-5511	* 産後 3 か月以内	○	○
岡山赤十字病院	岡山市北区青江 2-1-1	086-222-8811 (代表)	産後 3 か月以内	○	○
オークスマタニティ クリニック	岡山市北区大安寺 南町 2-2-5	086-214-1103	産後 3 か月以内	○	○
医療法人 サン・クリニック	岡山市中区中井 2-15-13	086-275-3366	* 産後 6 か月未満	○	○
岡山大学病院	岡山市北区鹿田町 2-5-1	086-235-7894	産後 6 か月以内	○	/
産科・婦人科 さわだレディスクリニック	岡山市南区西市 584-1	086-246-4103	* 産後 1 年以内 (生後 4 か月 以上は要相談)	○	○
おおまち助産院	瀬戸内市邑久町福谷 4086	0869-24-7209 080-3034-0421	* 産後 1 年以内	○	○
マザーズホーム ななほし助産院	岡山市北区下伊福 2-2-18	090-1925-4088	* 産後 1 年以内	○	○
マル助産院	岡山市北区丸の内 2-5-3	090-2005-1316	* 産後 1 年以内	/	○
ゆうり助産院	岡山市南区新福 1-6-22	080-5622-2033	* 産後 1 年以内	○	○

- ・この委託施設一覧は令和 6 年 1 月 1 日時点のものです。変更・追加されることがあります。
- ・対象欄 * 印の施設は、部屋の空き状況等により、施設以外の医療機関で出産された方も利用できます。
- ・自己負担額の目安（1 単位あたり）について、宿泊型はおおよそ 3,000 円～29,000 円、日帰り型はおおよそ 1,000 円～11,000 円です。食事代、部屋代などは実費負担となります。詳細については、利用を希望する施設へご確認ください。

【1 単位あたりの市の負担額】

所得区分	宿泊型	日帰り型
生活保護受給世帯（所得区分 1）	20,000 円	8,000 円
市民税非課税世帯（所得区分 2）		
市民税課税世帯	17,000 円	7,000 円

※世帯の課税状況等を市の台帳で確認することがあります。市の課税台帳等で確認できない場合、世帯所得証明書などの提出が必要となります。

<<問い合わせ>>瀬戸内市 こども・健康部 健康づくり推進課
 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1（本庁西庁舎 1 階）
 電話（0869）24-8061 FAX（0869）24-8081

